

加藤勝弥の政治思想とその活動

——後半生を中心に

小川 原 正 道

- 一 はしがき
- 二 第一議会での活動
- 三 渡米と第四議会での政府批判
- 四 県議復帰と代議士当選、そして再び県議へ
- 五 おわりに

一 はしがき

加藤勝弥は、はやくから新潟の自由民権運動に参加し、岩船自由党や北辰自由党を組織し、やがて高田事件や大阪事件によって下獄した自由民権家として、あるいは長期にわたって県議会に椅子を占めた県議会議員、新潟選出の衆議院議員として、また北越学館の館長、明治学院理事を務め、日本基督教伝道局のためにも活動したクリスチャンなどとして記憶されている⁽¹⁾。

加藤に関しては、本井康博編『回想の加藤勝弥』（キリスト新聞社、昭和五十六年）が、近親者の回想を集めた上で本井氏の解説・解題が付され刊行されており、また、やはり本井康博氏の「自由民権運動とキリスト教―加藤勝弥を中心として」（日本プロテスタント史研究会編『新潟県キリスト教史』上巻、新潟日報事業社出版部、平成五年、所収）において、加藤の民権家としての活動やキリスト者の側面に光が当てられている。さらに本井氏は『近代新潟におけるキリスト教教育―新潟女学校と北越学館』（思文閣出版、平成十九年）において、加藤のキリスト者・教育者としての側面や、加藤研究の状況について、詳しい検討を加えている。筆者もまた、加藤の県議当選から代議士当選に至るまでの政治的前半生について、加藤の書簡等を用いて論じたことがある。⁽²⁾しかしながら、加藤の政治の後半生というべき代議士時代については、加藤研究を主導してきた本井氏自身が、わずかに自由党『党報』に収められた渡米の消息・報告や黒龍会編『東亜先覚士志紀伝』が言及する加藤の東亜問題への関与について言及するにとどめ、「代議士時代（三期）の足跡は、一層、不詳な部分が多い。すべて、今後の課題である」としているように、その思想や活動はほとんどわかっていない。⁽³⁾筆者自身、前稿においては代議士当選までの政治思想・活動を論じるに止まり、代議士以降についてはほとんど論じることができなかった。加藤が新潟の自由民権運動を牽引し、その「権力に阿らない在野精神」をもって「辺境の民権家」「草の根民主主義者」として高く評価されてきたこと、⁽⁴⁾さらには、立憲自由党、憲政党、立憲政友会の長老として県政に与えた影響や、県を代表して国政において発言した政治活動の重みを考えるとき、これは、残念な状況といわざるを得ない。そこで本稿は、加藤の代議士当選以降の政治的思想・活動を考察すべく、用意したものである。加藤は第一回衆院選当選後、帝国議会と県議会を往復する政治生活が続けるが、この県議時代の活動内容についてもほとんど明確にされていないため、あわせて検討の対象としたい。

従来加藤の政治家時代の研究が進展してこなかった主要な要因は資料の不足にあると考えられ、実際、加藤自

身についてはまとまった資料が残されていないため、本稿では帝国議会および新潟県議会の議事録や、その同志であった西潟為蔵の回想、新聞記事などの資料を用いながら、論を構成していくこととなる。本稿と前稿とをあわせて、政治家・加藤勝弥の政治思想とその活動の一側面でもあきらかにできるならば、幸いと考えるものである。

二 第一議会での活動

明治二十三年七月に実施された第一回衆議院議員選挙において、加藤は新潟二区から出馬して当選した。加藤は越佐同盟会と立憲自由党に属していたが、同盟会は北辰自由党解党（明治十六年）後の県内旧自由派の再結集をはかって組織された結社で、自由、平等、福祉、選挙権拡張、政費節減、教育自由化、地方分権、司法権独立、そして国権論・対外強硬論をもって主張としていた。旧自由派の再結集は後藤象二郎の大同団結運動に刺激された側面があり、加藤自身もこれに参加していたが、周知の通り、運動は後藤の入閣によって動揺、大同倶楽部と大同協和会に分裂したため、同盟会は国権論的色彩の強い前者に属することとなり、大隈重信外相の条約改正交渉に反対する運動を展開していく。⁽⁶⁾

加藤自身、大同団結運動の延長線に乗る形で、同盟会の国権論的主張を顕在化させていった。明治二十三年九月二十九日には山際七司や加藤等が西潟為蔵の寄留先に集合して国権拡張論を基本方針とすることを決め、国会への請願と自由党への国権論採用を求め、容れられない場合は脱党することを確認した。さらに十月六、七日に同盟会の有志協議会が開催され、条約改正や陸海軍の拡張を帝国議会に請願することなどを決めた。⁽⁷⁾十月九日付で加藤が清水治吉、出塚助太郎、山添武治と連名で山際七司に宛てた書簡において、その決議内容が次のように

伝えられている⁽⁸⁾。

吾国独立ノ大権ヲ全フスルヲ以目下施政ノ急務ト為之ニ則リテ政務ノ改良ヲ謀ル事、其概略左ノ如シ

- 一 外交ニ於テハ法税二権ヲ回復シ真正ノ対等条約ヲ決行スル事
 - 一 陸海軍ノ軍制ヲ改革シ民力ノ度ニ応シ之カ拡張ヲ謀ル事
 - 一 右ノ二項ニ就キ衆議院ニ請願スル事
 - 一 諸橋淺三郎氏ニ請願書ノ起草ヲ託スル事
 - 一 調印取纏メノ期月ハ本月三十日限リトス
- 但シ其節請願用紙配布ノ節請願案文ヲ添ヘ配布スル事
- 一 来ル十一月三日有志大会ヲ新潟ニ開ク事
- 但シ其節請願書捧呈委員選定スル事

以上の内容を、県下有志総代三十二名をもつて決定したという。

さらに十一月三日、同盟会の大会が開かれて右の請願書が決められ、貴衆両院へ請願することとなり、この月⁽⁹⁾のうちに越佐同盟会は国権拡張の請願を山際等の紹介で衆議院・貴族院に提出した⁽¹⁰⁾。

この頃から、山際は新党結成構想を語りはじめ、新潟を代表する民権家のもう一翼であった鈴木昌司との軋轢が生じてきていた。山際は、日本の独立維持と国内の統一こそが真正の進歩・自由ととらえる国民自由党を結成する運動を展開し、そこには加藤を含め、鈴木を除いた新潟県選出の自由党系代議士全員が関与していた。山際は自身は結局、立憲自由党から除名され、国民自由党を結成することとなるが、当時の加藤の動静は微妙である。先述の通り、九月二十九日には脱党を覚悟して自由党に国権論採用を求めることを確認していたが、十月十日、加藤は清水治吉と連名の山際宛書簡で、鈴木と山際の対立を「大ナル障害」とし、「別隊ヲ組立ル」活動は「是ヨリ大ナル障害」と捉え、「別ニ党派ヲ樹ツルトキハ随テ其弊相生」ずるとして、分離に「大不同意」と述べて

いた。しかしその後、再び山際寄りの姿勢を見せ、この六日後には立憲自由党政務調査仮規則などに反対する意見書を山際、西潟などと連名で幹事宛に提出し、山際も加藤等が自分を支持し、追隨するものと確信していた。⁽¹¹⁾結党後の一月三十日付に出塚助太郎が山際、加藤、清水等に宛てた書簡でも、立憲自由党を批判し、「我党」も組織を早く発足すべきだと述べている。⁽¹²⁾しかし、加藤は結局立憲自由党にとどまっており、「我党」の一員ではなかった。ほかの代議士がついてこなかったことは山際にとつて誤算であつたが、それはこのときの出塚にとつても同様であつたにちがいない。加藤等はむしろ同盟会を立憲自由党に加盟させようと考え、五月には領袖の星亨を遊説に招いて加盟計画の実現を図ることになる。これは反対されて実現できなかったが、六月に山際が死去すると国民自由党は自然消滅、越佐同盟会は分裂に向かい、自由・平等・福祉を主眼とする自由派と、国家主義と国権拡張を趣旨とする国権派とに二分され、前者が多数を制して主導権を獲得、自由党の傘下に入ることとなつた。国権派は脱退して国権党を結成する。⁽¹³⁾

加藤は自由派に属し、明治二十五年九月の第二回衆議院議員選挙では国権派の相馬一郎、斎藤美誠、改進黨の五十嵐甚蔵、市島謙吉を破つて、同じ自由派の丹後直平とともに当選を果たした。⁽¹⁴⁾加藤がなぜ山際と袂を分かつたのかは定かでなく、山際の国民自由党結成の動機についても、立憲自由党の実権を握れなかったことなどからくる「権力意志・権威主義的な心理が強く作用していた」とみる見方や、後藤象二郎を含む藩閥政府と妥協し、その政治資金を得ようとしたためとする見解、⁽¹⁵⁾また近年では、山際は立憲自由党を流動的な民党運動の一環として位置づけていたため別党コースが用意されることとなり、内治雑居にともなうナショナリティーの動揺を抑え、民権を支える国権の拡張を重視した点、⁽¹⁶⁾などが指摘されている。ただいずれにせよ、もともと「別隊ヲ組立ル」ことに反対し、「別ニ党派ヲ樹ツルトキハ随テ其弊相生」ずると述べていた加藤は、分離は党内で十分な支持を得た上で踏み切るべきだと考えていたようであり、拙速な分離には反対であつた。九月段階で自由党への要求が

容れられない場合は脱党すると確認したのも、党内での支持を得るための覚悟を固めたものと解すべきであろう。実際、鈴木と山際の調停にあたっていた松村文次郎は十月二十四日付の山添武治宛書簡において、山際の分離に反対しつつ、党内に勢力を張るのは可とし、立憲自由党内で多数の支持を得た上で、現実問題の対処にあたつて党議に不満があれば分離するのなら差し支えなく、これには「加藤西潟長谷川小林松村ハ皆同説ナリ」と述べている。¹⁹⁾加藤が山際寄りの姿勢をみせたのは、党内での支持を得るためだったのであろうし、山際と決別したのも、まだ分離を執行すべき段階にはない、と判断したためであらう。少なくとも、日本の独立を第一義とする山際との思想上の相違からの決別ではなかった。

実際、請願書にあらわれた国権論的主張自体は変わることはなく、それは、彼の第一議会における活動にあらわれることとなる。

帝国議会における加藤のはじめての発言は、明治二十四年一月十六日の予算案全院委員会において行われている。ここで予算委員の加藤は政府の陸海軍整備計画について取り上げ、下関の砲台が明治三十四年まで竣工せず、紀淡海峡は明治三十六年前まで、さらに「我カ国ニ必要ナル咽喉トモ云フ可キ東京湾即チ観音崎ノ砲台ハ、明治六十二年ニアラザレハ竣工致サヌ」として、これでは対外的な防衛体勢が甚だ「冷淡」であるとして、国防上の方法について質問している。これに対し政府委員(陸軍次官)の桂太郎は、加藤の質問をもっともとした上で、防衛体勢整備の遅れは「取モ直サズ経費上ヨリ関係ヲ持チマシテ撻取りマセヌノデ御座イマス」と答弁し、明治六十二年まで東京湾の海防が整わないことは「実ニ嘆ハシイコト」と嘆じた上で、経費の点からやむを得ず計画を作成したと述べている。²⁰⁾

加藤は予算委員であつたため、予算委員会の段階で十分政府と議論をしたはずであり、全院委に持ち込まれてから疑義を呈するのはいかなものかという意見もあつた。加藤は、予算委員とはいっても自分の質問を牽制さ

れる道理はないと反論しているが、実際のところ、予算委員会での審議自体が不服であったようである。衆議院では、予算委員会を各所管官庁別に六科に分けて審査を行ったが、加藤によれば、陸海軍予算を担当する予算委員第五科では、当初「陸軍ハ整頓」「海軍ハ漸次拡張」という方針で審査することで一致しており、当初陸軍は三十五万円の減額としたが、これは「民力休養」に用いるのではなく「陸軍ノ不整頓」を補うこととし、とりわけ東京湾の防衛に当てることとなったという。これにより、明治六十二年までかかる整備が十四年後に完了できることとなったが、この五科の査定案を予算委員総会に提出したところ、減額が少ない不当な審査として否決されてしまった。五科は査定をやり直すこととなり、休職中の武官の俸給などを減額することとなったが、加藤としては、査定案否決を遺憾としてあえて右の発言を行い、陸軍側の対応を問いただしたものと考えられる。⁽²²⁾

予算委員会第五科の議事録によると、東京湾の防衛は明治六十年までかかるかと政府委員に問い、このままではそうなると聞いて、それでどの程度の大敵に当たるつもりなのかと問いただしている委員がいるが、これは加藤であろう。明治六十年までかかると聞いた予算委員の谷元道之は、「デハ私ハ居ラヌ」と応えているが、陸軍側も強気で、桂は、三十万円減額するなら仕方ないが、それでは期待通りの結果が得られないと注意を促していた。こうしたやりとりを経て、五科は陸海軍予算の報告書を作成することとなり、三十五万円を温存して東京湾防衛に当てることにしたものと思われる。しかし、予算委員長の大江卓が述べたように、予算委員総会では「陸海軍ノ定額ハ、第五科ノ報告ハ節減スベキモノヲ、節減ノ部ニ加ヘズシテ、而シテ其ノ額ヲ陸海軍ノ拡張費ニ充テルト云フ報告デアリマシタガ、ソレハ不都合デアルカラ、矢張節減スベキ中ニ入レルト云フ事ガ極」⁽²³⁾った。加藤の持論は通らなかつたわけである。結局、一月八日に大江が本会議に報告した査定結果は、官吏の員数や俸給の削減などによって経常費・臨時費あわせて八百八万円の歳出削減を行い、この減額分を地租軽減や公債償還に充てるというものとなった。政府はこれをもって抵抗し、また一月九日から開始された全院委員会では加藤

もこれに疑義を呈したことは、先述の通りである。⁽²⁴⁾

加藤は、五科は減額予定の三十五万円を「民力休養トカ云フ方ニハ、一切振り向ケズシテ……東京湾ノ防御」に当てるつもりだったと発言しているが、東京湾防衛に強く固執していたのは彼自身であった。⁽²⁵⁾ 加藤の陸海軍擴張に対する意欲は、大同団結運動時代以来、一貫していた。

東京湾防衛に関する加藤の追及は、執拗であった。衆議院本会議では査定結果を原則として二月八日から歳出の審議に入ったが、二月十七日の陸軍予算案に関する審議において加藤は予算修正案を提出し、観音崎の防御完成自体の前倒しは無理とみて、まずは第二海堡の速成によって一応の防御体制を構築することを目指した。すなわち加藤は、「私共ハ此帝都ノ咽喉タル東京湾、即観音崎ノ防御ハ何ヲ差措キテモ、此処ニ力ヲ極ハメナケレバナラヌ必要ガアルト信ズル」と強調した上で、政府の計画では東京湾より下関、紀淡海峡を優先しており、その理由として「金ガナイ、迎モ仕方ガナイ」と述べているが、これでは「私共実ニ不審ニ堪ヘナイ」と主張した上で、東京湾の第二海堡（観音崎と富津の間に築造する人工島）の竣工が明治四十三年と計画されていることを問題として取り上げ、これでは敵艦の進入を防ぐことはできず、逆に第二海堡ができれば観音崎に近いため「一通リノ防御」ができるとして予算増額を提案し、明治三十年までに完成するよう求めた。その増額分は、下関と紀淡海峡の工事を一部ないし一時中止・延長することでまかなうとし、さらに第二海堡ができて第三海堡がなくては「決シテ完全無欠ト云フコトガ出来マセヌ」として、政府が明治六十四年に竣工するとした第三海堡についても、明治五十年に完成を前倒しするよう求めた。かくて加藤は、「実ニ無用ノ費用ヲ節減シテ、無用ノ人員ヲ淘汰致シテ、実ニ此ノ人民ノ幸福ヲ計リ、一国ノ安寧ヲ保タントスルハ、誠ニ此ノ勇氣誠ニ此ノ勇マシキ氣風ト云フモノガ、議場ニ行ハレルト云フコトハ私ハ実ニ喜ブ」と熱弁を振るい、政府は国防上の事業をおろそかにして「藩閥政府」の力を長く保とうとしていて信用できず、政府に信用のないことも論を待たないと往年の民権家ら

しい気炎を吐き、それでも国防上のことについては共に力をあわせて「我々ハ将来進ンデ我国ノ即国是ヲ貫キタイト云フ精神デアル為ニ、即此ノ修正案ヲ提出シタ」と説明した⁽²⁶⁾。

議員からは賛否両論が出たが、政府委員の桂は、東京湾の防衛を優先して嚴重に固めるべきことには賛意を示しつつ、予算を修正することには消極的姿勢を示し、結局、賛成者少数で修正案は否決されている。反対論に立った内藤利八が発言しているように、国防問題について「我々素人……経験ノナイモノガ、其ノ事業ニ手ヲ出シテハ宜シクナイ」、という意見が大勢だったようである⁽²⁷⁾。加藤は衆議院議員としての活動の劈頭において、挫折を味わうこととなった⁽²⁸⁾。

以上は、帝国議会での審議にあらわれた加藤の国防思想であつたが、実は、加藤の国防思想は東京湾防衛に限定されたものではなかった。当時加藤が作成し、同志に配布したと思われる「国防ニ関スル意見」と題する大部の資料が「杉田定一関係文書」中に残されている⁽²⁹⁾。加藤はこれを「現今我国民力ノ度ニ応シ立論」し、「幸ニ諸君ノ採所トナラバ委員ニ託シテ是ガ細目ヲ調査シテ法案ヲ立テラレンコトヲ乞フ」と記している。これが予算委員会に付託された形跡がないのは、同意者が少なかったためであろう。この資料は加藤の国防思想を考える上で重要と思われるため、簡単に紹介しておきたい。意見の冒頭で加藤は、国防とは国内の反乱を抑え、外国の侵略を防御する手段方法であると述べ、ここでは後者に限定して論を進めるとしている。国防の方法としては、陸海軍の同時整備、陸軍優先の拡張、海軍優先の拡張の三つがあるが、海洋国家たる日本は「海軍ヲ以テ主幹トシ陸軍ヲ以テ其補助トセント」すべきであり、それは隣国との協力関係構築や海外事情の視察、殖民政策、貿易の保護、海岸線の防衛などの観点から不可欠であるとした。とりわけ、欧州列強に比しても海岸線が長いことから、その防衛のための海軍整備の重要性が強調されている。具体的な脅威としては、「露国ヲ以テ将来我国ノ一般敵国ト仮想シ軍略上之レニ対スルノ計略ヲ立ツルノ必要アリ」「支那国ノ我国将来ノ敵国トナルノ恐れ多シ」と述

べ、朝鮮問題をめぐるロシアとの衝突や、貿易上の特権獲得をめぐる清国との決戦に対する危機感を表明している。これを踏まえ、加藤は経常費を毎年十六万円増額し、毎年四隻の軍艦を新造する計画を提示した。

加藤が東京湾防衛を持ち出したのは、この私案が十分な賛同者を得られなかったため、さしあたっての海岸防衛策として、東京湾の防衛を強化しようとしたためと考えられる。それを支えていたのは、ロシアや清国との衝突が避けられそうにないという危機感であった。

三 渡米と第四議會での政府批判

続く第二議會、第三議會では加藤に目立った発言はみられず、⁽³⁰⁾ わずかに第三議會において、版權法案の修正について発言をしているのがみられるのみである。⁽³¹⁾ ただ第四議會では、積極的に発言を展開した。明治三十一年に刊行された『実業人傑伝』の記述を参照すると、第一議會後の加藤の主だった活動として、明治二十五年七月の渡米と、第四議會での激しい政府批判が挙げられている。加藤は明治二十五年六月の第三議會閉会を待つて弟の林吉が所有する「米国桑港支店の絹布卸売業」を監査するよう依頼を受け、現地の商業・殖民の視察を兼ねて七月に渡米、カリフォルニア州サクラメントなどの日本人労働地を視察した。サンフランシスコ滞在中には、ラッコやオットセイなどを獵獲している密獵船が停泊していると聞いて調査を行い、密獵による獲得が巨額にのぼることを知り、政府の取り締まりが不十分であることを発見している。かくて加藤は、帰国後の第四議會で政府に事態の改善を迫ることを計画して帰国、おりしも万国国際公法研究会から金子憲太郎が、シベリヤから末広重恭が帰国したため、条約改正研究会員などが彼らを芝紅葉館に招待して慰労の宴を張り、この席で加藤は密獵について注意を喚起したという。⁽³²⁾ 実際、明治二十五年十二月六日付『東京朝日新聞』は、十二月四日に芝紅葉館で開

催された条約改正研究会において、加藤が「在米日本人の状況を演説」し、続いて金子が「万国公法会臨席の状況に付二時間余の間演説」を試み、さらに末広がウラジオストックから朝鮮、中国に漫遊した見聞について演説したと伝えている。⁽³³⁾

自由党『党報』に掲載された記事「加藤代議士の渡米」によると、明治二十五年七月の渡米は、汽船オシヤニツク号に乗船して上陸しようとした日本人がサンフランシスコ税関で上陸を拒否されたことについて、「帝国の威信に関し、移住殖民の進路に大障害を来す事件にして打捨ておくべきにあらずとて、該実況調査の爲め」に行われたものであるとしている。現地では、サンフランシスコから内地に入り、「米政府が支那人に対する政略、我国同胞渡米に就ての利害、大統領選挙に就て『レ』『デ』両党競争の模様等を視察し、第四議會開会迄に帰国する予定」とされていた。⁽³⁴⁾先の『実業人傑伝』と照らし合わせると、いわば公的には入国拒否問題の調査や大統領選挙、商業の視察などを目的とし、私的には林吉の事業監査を目的とした渡米であったと思われる、加藤自身、帰国後の「渡米報告」において、「此行商業の視察と日本人排斥問題の調査を兼ねたり」と述べているが、⁽³⁵⁾加藤の四女・タカによると、「商業視察と言われているが、寧ろ、叔父・加藤林吉氏の事業整理のためである」という。⁽³⁶⁾

この頃、米国において日本人移民の上陸拒否が頻発していたらしく、明治二十五年六月一日付『郵便報知新聞』は「出稼人類に上陸を拒絶せらる」と題する記事を掲載し、米国への出稼ぎ労働者が増加する中、米国政府は上陸拒否の厳法をもって対処するようになっているとして、四月十二日にはポートランドで十六名、同月二十八日にはサンフランシスコで二十五名が上陸を拒絶され、五月一日にはやはりサンフランシスコで六十五名が上陸拒否手続きに入っていると伝えている。同紙はこうした事態に対して「同胞国民の心として誠に敵愾の情に堪えざるものあり」と記しているが、⁽³⁷⁾加藤の渡米の背後にもこうした気概があったものと考えられる。

さて、右の「渡米報告」で加藤は、日本人居住地のうち労働組合を設けていない地域では「耕地に在て白人と労働を競争して賃金を低下したり。其影響は白人の同業者に及べり。白人の賃金も亦た下落したり。遂に発して博士オードンネルの日本人放逐論となれり。テニスガネーが罵詈謗の論説となれり。一犬吠へて万犬実を伝ふ。新聞、雑誌は虚構、誇張の事を掲げて人民を煽動したり。是れ日本人に対する十字軍の起源なり」と記し、日本人排斥論の原因を白人との労働の競合と、これを煽った新聞雑誌にあるとみている。⁽³⁸⁾

さらに、白人労働者が「アラミスト」となる中、「凡庸なる俗政治家」がこの勢いを利用して功名心を立てようとしたことが波乱の原因になったという。それが普通選挙の国、労働社会の趨勢が政治家を突き動かす国の現実であった。かくて、「米人の憤懣は賃銀の下落より来れり」と分析する加藤は、賃金下落を防ぐことが日本人排斥論を沈静化させる上で急務であるとする。また、中国人が排斥されているのに対し、欧州からの移民は冷遇されていないが、それは人種が同じだからというだけでなく、先駆者の大多数が国政に参与して保護しているためだという。日本人はとかく故郷を愛して帰国を急ぐ傾向があり、それが「米国人の日本人を視る一個寄生蟲の観を以てして之を憎悪せんとするの素地」を作っている。加藤はこのように述べた上で、日本人は援助するものがなく勢力が微弱であるとして、本国による援助策として、サンフランシスコに総領事を置くこと、日本人病院設立を援助すること、「正義強硬の士を促かして多く渡米」させること、商業・製造業者に米国進出を促すこと、日・米・ハワイ間に定期航海便を運行させること、「自尊の秀風」を保つこと、などを提案した。⁽³⁹⁾

ここでは密猟問題について触れられていないが、明治二十五年十二月に開かれた第四議会では、加藤は海獣密猟船問題に関して政府の取締不足を詰問することとなる。⁽⁴⁰⁾

十二月十六日、加藤は加藤政之助と連名で政府に質問書を提出した。北海道でのラッコ、オットセイの密猟については、かねて加藤政之助等が質問書を提出していたが、これに対する回答が要領を得ないとして、次の五項

目について質問したものである。

・北海道のラッコ、オットセイ密猟取締りのために軍艦を派遣した年月日、巡邏の経過地、時期。

・政府の答弁によれば、外国漁船が薪水供給のため函館や横浜などに二十七艘入港したということだが、軍艦が密猟現場に遭遇しなかったとすれば、任務を尽くしたといえるのか。

・明治十七年第十六号布告「臘虎並臘肭獸獵獲ノ禁」を犯して処断されたものはいるのか。

・明治十九年勅令第八十号「臘虎並臘肭獸獵獲及生皮輸入規則」第一条によつて特許を得た者の人名、期限、獵場区域及び獵獲高。

・同令第四条但書により該品を帝国に輸入したことはあるか。⁽⁴¹⁾

「臘虎並臘肭獸獵獲ノ禁」とは、明治十七年五月二十三日に太政官布告第十六号として發せられたもので、「自今北海道ニ於テ臘虎並臘肭獸ヲ獵獲スルヲ禁ズ」と規定し、これを犯した場合は刑法第三百七十三条に照らして処断し、獵獲物は没収するなどとしたものである。⁽⁴²⁾「臘虎並臘肭獸獵獲及生皮輸入規則」は明治十九年十二月十七日に出された勅令第八十号で、第一条において、農商務大臣の特許を得た者は北海道庁の定めた獵獲期限・獵場区域内で臘虎および臘肭獸の獵獲に従事すると定めており、また第四条は、官吏の検印がなくラッコやオットセイの生皮を輸入、あるいは販売などしようとしたことが發見された場合は物品を取り押さえ告発するとし、その但書において、ロシアおよびアメリカ合衆国管内で政府の免許を得て獵獲したラッコ・オットセイの生皮は當該国の官吏の証書または駐日領事の証明書を差し出した後、物品を輸入することができると規定していた。⁽⁴³⁾

加藤は十二月十七日の議會質問において、サンフランシスコ滞在中にラッコ、オットセイの密猟が我国に強い影響を及ぼしていると調べがついたとして、「是ハ実ニ国家經濟ノ上或ハ国權ノ消長ニ関シ、殊ニ海軍省ノ任務ニ於テ大關係ヲ持ツテ居ルノデアル」と強調した。加藤によれば、ラッコやオットセイは生息地が限定されてい

るが、ロシアや米国は軍艦をもって保護しているため密猟船が操業できず、日本近海で猟獲しているという。加藤がサンフランシスコで米国の密猟船に雇われたという日本人から聞いたところでは、その人物は五月に出航し、七月にかけて日本の領海で千七百五十頭を得、密猟船同士で情報交換も行っていた。他の密猟船に雇われた日本人漁師の話では、日本の領海は「何ノ禁制モナク明ケ放シテアル」ため安心して猟ができるといい、米国やロシアの取り締まりが厳しいため、日本がいいというのが「密漁船社会ノ一般ノ輿論デアル」という。さらに加藤は、米国海軍の嚴重な取締体制や密猟の実数や皮費の相場などについて言及し、日本の領海では密猟船が六十艘以上操業しており、毎年の被害額は三百万円に上ると指摘した。右の布告及び勅令も日本人のみを対象としており、「外国ノ盜賊ノタメニハ少シモ意ヲ用ヒナイト云フ有様デアル」と追及する加藤は、政府の取締体制は甘いととして、「我政府ハ正當ノ取締ト云フモノヲ怠ツテ居ルト云フコトハ、モウ免ル、コトハ出来ナイ結果ニナツテ居ル」と述べ、政府は軍艦を巡邏させるというが「儀式的ノ巡邏」ならむしろしない方がいいと喝破した。加藤の追及はやまず、政府が内弁慶のようにして妄りに政治家の口を閉ざすなど、小さい取締りに汲々として三百万円の大金を失い、国権拡張に大いに関係あることを打ち捨てているのは実に遺憾だと指摘し、曖昧で遁辞的な答弁はないうようにしてもらいたいと希望した⁽⁴⁴⁾。

これに対する農商務大臣からの回答書は、十二月二十四日付で提出されている。回答書は密猟取締のため軍艦を派遣したのは最近では二回だとしてその年月日や巡航ルートについて説明し、また軍艦巡航中に密猟現場に遭遇しなかったとしても、巡邏は密猟船を退避させる効果があったとし、さらに明治十七年第十六号布告に基づき処断された者は十九名とした。特許を得た者やその期限、猟場区域、猟獲高についても説明があり、明治十九年勅令第八十号第四条但書による輸入はないとのことであった⁽⁴⁵⁾。加藤がこれに納得したかどうかは定かでないが、その後質問をした様子はないので、この問題についての政府側の注意を喚起したことで、ひとまずよしとしたの

であろう。

ともあれ、東京湾防衛問題同様、国益上の課題として自ら設定したものに對する強いこだわりと政府批判の姿勢は、ここにもみてとることができる。加藤の三男・五郎は、「義^たしい」ことを愛し、これが行われんことを欲する父の烈しい情熱^{はげ}に源を発して、これに一貫した父の政治家生活こそは、国を憂い、国を愛する行為として、現れている」と述べているが、こうした具体的行動に、かかる情熱や愛国心が表示されているといえよう。⁽⁴⁶⁾

明治二十六年二月末に第四議會が閉会すると、翌月、林吉が事業を拡張してニューヨークに進出することとなり、その監督を加藤に委嘱したため、加藤は再び渡米、サンフランシスコで事務を処理したあとシカゴに赴いて万国博覽会を視察し、ニューヨークに入った。この頃、加藤は実業に専心することを決意したようで、翌年七月に議員の辞表を本国に郵送している。ただ、米國經濟の状況は思わしくなく、林吉も重病にかかって職務を続けられなくなったため、加藤は結局明治二十八年春に帰国して明治学院の理事となり、二十九年春には日本基督教伝道局委員となった。⁽⁴⁷⁾ 帰国の正確な月日は定かでないが、明治二十八年三月二十六日には東京で西潟為藏と会っているため、この頃には帰国していたことがわかる。⁽⁴⁸⁾ 十月二十五日には西潟のもとを訪れ、「時事」について語ったという。⁽⁴⁹⁾

明治二十九年春、先述の通り加藤は日本基督教伝道局委員となり、十月には日本赤十字社終身会員となった。⁽⁵⁰⁾ 政界との接点は保っていたようで、西潟の回想には、「加藤勝弥件ハ片岡江原兩人ヘ托ス」(明治三十一年三月二十八日条)、「江原素六ヘ書状ヲ発ス(加藤勝弥ニ関スル件ナリ)」(明治三十一年四月六日条)といった記述が見取れる。⁽⁵¹⁾ 加藤は当時經濟的に困窮しており、明治三十一年八月十八日付で杉田定一(北海道庁長官)に宛てた書簡において実弟・弘吉の採用を依頼しているが、それは「小生近頃財政甚タ困却ニテ何分処置付ケ兼候次第」のためであった。⁽⁵²⁾ 加藤は明治十六年段階で資産を処分しており、すでに見たとおり、米國での經營にも行き詰つてい

た。片岡健吉や江原素六との接触も、クリスチャン同士の交流とあわせて、加藤自身や弟の就職や経済的支援を目的としたものだったのかもしれない。

四 県議復帰と代議士当選、そして再び県議へ

明治三十二年九月二十五日、県会議員選挙が実施された。この前年に自由党と進歩党が合併して憲政党となり、いわゆる隈板内閣が発足していたが、党内の対立によって分裂、わずか四カ月で瓦解した。旧自由派は続く第二次山県有朋内閣で与党となり、旧進歩派が排除され憲政本党を結成して対抗する形となった。この影響が新潟県内にも及び、憲政党、憲政本党の間で議席が争われたが、加藤は憲政党から出馬し、六百二十四票を得て岩船郡から当選した。代議士や渡米を経て、約十年ぶりの県議復帰であった。⁽⁵⁴⁾政界復帰の理由は定かでないが、加藤カは、「郷里新潟県のために、直接つくすべきであると言う母・俊子の信念の許に、子供等には惜しい、と思われる牛込の家屋敷を売払い、母・俊子の野辺の送りをすませた一八九九年九月、一家を挙げて、新潟県岩船郡村上町飯野に居を移した」⁽⁵⁵⁾と述べており、政界復帰は、この母の遺志を汲んでのことだったと思われる。もっとも、加藤の政界復帰には異論もあったようであり、西潟の回想(明治三十二年九月五日条)には、「栗山ハ加藤勝弥ノ候補ニハ異論アルヲ以テ懇篤ニ協議ヲ尽シ和ラキタリ」とある。かねて親交の深かった西潟が反対者を説得した様子がみてとれよう。⁽⁵⁶⁾また、『新潟新聞』は、加藤が選挙に際して三千円を「惜気もなく撒き散らし」たため、「加藤氏は迄の性質に不似合なる挙動なり」との憶測が飛び、さらにその資金源が「京地株屋連の結託」によることがあきらかになったとして、これらのことから「選挙民は加藤氏に対し我々を瞞着し侮蔑したるものなりとて氏に投票したるを後悔し居る者多しと云ふ」と伝えている。⁽⁵⁷⁾改進黨系だった同紙は当時反憲政党の論調をとっ

ており、報道内容の真偽は判断しかねるが、加藤自身の政界復帰への意欲と周囲の反応とに少なからぬ溝があったことは事実であろう。なお、明治三十三年九月に憲政党を中心勢力として立憲政友会が結成され、十二月には新潟支部も発足、加藤は評議員に名を連ねた。⁽⁵⁹⁾

政界復帰が中央ではなく地方において実現し、それが母の「新潟県のために、直接つくすべき」という遺志を受けてのものであったために、加藤の政治活動はかつてのような国権論的な色彩より、地元利益実現という色彩を濃くしていく。明治三十三年の通常県会は十一月十日から開催されたが、時の新潟県知事は柏田盛文で、慶應義塾、自由党幹事、鹿児島県会議長、第四高等中学校校長、衆院議員、文部次官などを経て、茨城県知事から転出してきた人物である。⁽⁶⁰⁾ 教育に熱心だった柏田は、中学校・実業学校の五カ年の教育施設計画について諮問し、一定の方針に基づく教育拡充の重要性を語った。諮問では、村上・柏崎両中学校分校を独立させ、さらに二分校を新設・独立させること、工業学校を新設すること、実業学校への補助を継続し、設立計画中の染織学校にも補助を行うことなどが盛り込まれた。これに対し、調査委員は中学校二分校および農業・工業学校の新設、農業学校・染織学校への補助を認める答申案を作成したが、加藤は中学校が盛んになることを歓迎しつつ、その「内幕」は「流行熱ノ風潮ニ浮カサレテアル」と指摘し、「実業学校ガナキ為メニ己レノ身ヲ処スル所ガナイ為メニ先づ中学校ニ入レルガ宜シイト云フ風潮ニナツテ居ル」として、実業教育の重要性こそ向上しているとして、「必要ナル実業ヲ加味シマセヌケレバ……宇内ニ雄飛シテ新潟県ノ勢力ヲ示スコトハ出来マセヌ」と述べ、中学校の増設は認めず、実業学校を新設するという意見を示した。ただ、賛成者は少なく、加藤もやむをえないとして、斎藤政蔵が提出した修正意見（農業学校や農業試験場、師範学校などのない下越に農林学校を設置すること）に賛同して引き下がっている。結局、これも賛成者は少数で、答申案は可決された。⁽⁶¹⁾ 加藤としては産業振興を軸とした教育政策を進めたかったのだろうが、その期待は実現されなかったわけである。

この翌明治三十四年の通常県会でも、柏田知事と加藤の意見が対立している。柏田は、町村の資力増強と行政能力向上のため大規模な町村合併を実施し、町村数を約半数に減少させる改革を行った。これに対し加藤は、「猥ニ町村分合ヲ強制シテ自治制ヲ破壊シタル本県知事ノ行為ハ為政ノ道ニ悖レル大失当ノ処置ナリ」と糾弾する決議案を提出、この措置は「人權ヲ輕ジ、自由ヲ害シ、自治制ノ根本ヲ破壊シタ」と弾劾する演説を展開し、「町村問題ヲ以テ自党ノ勢力ヲ拡張スル要具トシタル党人ニ県知事ハ従ツタノデアル」として、憲政本党側が合併を強行して役場の位置を自党に有利な場所に移転させて政友会側を牽制し、勢力を拡大しようとしていると攻撃した上で、県庁・県参事会へ不平を申し出た町村が五百あり、さらに二百余村は内務省に不平を申し出たと論じた。議事録には「傍聴席騒然」「議場騒然」といった様子が頻繁に登場しているが、それまで民権家として人權や自由、郷里の自治や支援に力を入れていた加藤にとって、柏田の改革は許容しがたかったのにちがひなく、また、その自治防衛の主張は、政友会の政党人としての立場を色濃く反映したものである⁽⁶²⁾。政友会新潟県支部は当初、この問題への対応を党員各自にゆだねていたが、反対の機運が盛り上がると、県参事会が憲政本党によって占められていたこともあり、反対運動は政友会の支援を仰ぐようになっていった。党本部は国家政党としてこうした地方問題を取り上げない方針を示したが、新潟支部では十一月二十四日、町村合併を強制して自治制を破壊した当局の失敗をただし、その救済に当たることを総会で決議する⁽⁶³⁾。加藤の発言の背後にはこうした背景も存していたわけだが、その決議案は県会で否決された⁽⁶⁴⁾。

県議としての加藤には、産業育成や人權、自由の保護、自治の促進といった地元利益向上の意図がみてとれる一方で、右のように反憲政本党の立場をとる政友会の立場を強く意識した「政治家」であったこともみのがせない。明治三十六年十月の臨時県会で川西線道路新開費が臨時土木費として発案されたとき、加藤は原案に賛成した上で、道路建設はどこでも政党間の妥協によって進められており、「固ヨリ党勢拡張ノ為メニ少シ位不必要ノ

道路ヲ開クトモゴザイマセウ、何モ差支ヘナイ」などと発言している。この発言は多くの反論を受け、「政友会ノ院内総理」といわれる加藤がこうした発言をしたことを「県会ノタメニ痛嘆ニ堪ヘヌ」とし、党略を優先する政党によってもし県政が紊乱されるのであれば、加藤の責任が問われねばならないと追及されたが、加藤としては党略や妥協も政治の内であつたのだろう。知事の阿部浩は政党幹部との協議を否定し、結局、原案は可決された。⁶⁵

その後の加藤の行動にも、党派的な立場が濃厚に見て取れる。明治四十年の臨時県会で加藤が名誉職参事会員に選出されると、参事会が加藤と同会派の政友・旧国権派で占められていたこともあり、以後はその持論が通りやすい環境が整った。この年の通常県会では、加治川・西川の改良を四年から六年に、寺泊港修築を五年から七年に工期を延長し工費の三分の一負担を二七%とする周旋案を参事会に提出、参事会はこれを可決答申したものの、前年に対抗する憲政本党派が議決した寺泊港修築費の公費負担の変更のみは報復措置として認めなかった。この通常県会では土木関係建議が多数提出されたが、憲本派の提出建議はことごとく否決された。政友・旧国権派の提出案に憲本派が賛成することもあったが、加藤は、具体的な建議も出さずに賛同したことを不満とし、「コレハ人ノ眼ヲ忍ンテ人ノ建議ヲ偷ンデヤルト云フ……人氣取り」にすぎないと非難し、逆に「加藤君ハ近頃党略ノドングリニナツテ居ラレマス」と反駁されている。⁶⁶地元の産業発展は宿願であったが、憲政本党派の党派的利益の実現という利害の狭間で、その政治活動を展開していく。明治四十二年の通常県会では与板橋の新架費が承認されているが、加藤は前年、憲本派の与板橋建議に反対していた。それは、彼らが与板橋を選挙に利用したため、かかる党派の挙動を弾劾するためであったと加藤自身、説明している。そしてこの年、与板橋の架橋には万代橋の古材を利用するため経費を節減でき、長年の県民の要望にこたえる機会が来たとして、加藤は賛成に回

ったのである。⁽⁶⁷⁾

この第三期の県議生活も、明治四十四年九月二十五日の県議選に出馬しなかったことで、幕を閉じた。そして、この月末に行われた郷里の岩船郡会議員選挙で当選している。⁽⁶⁸⁾ 県議から郡議への転出というのは、すでに衆議院議員まで経験した経歴からしても異例というほかないが、地元利益や自治の実現といった彼の目的意識は、地位への拘泥を上回っていたことであろう。

ただ、この郡議生活はわずか一年足らずで終わり、翌明治四十五年五月、加藤は第十一回総選挙に立憲政友会から出馬し、二千八百六十八票を得て衆議院議員に再選された。⁽⁶⁹⁾ 『東京朝日新聞』の事前の当落予想では、加藤は「稍々安全」と評されていたが、これを実現した格好である。⁽⁷⁰⁾ なお、加藤は小柳卯三郎とともに四月十四日、東京で候補者の調整や上田良平の選挙支援にあたった西潟為蔵と面談しており、⁽⁷¹⁾ 六月二十四日には西潟、小柳、上田等が加藤等を招待して懇談会を開いているから、加藤の代議士復帰も、これらの面々の間で協議の上、実現したものと思われる。

これ以降、加藤は第二十九回から三十五回までの帝国議会を経験することになるが、三十回と三十一回にしか発言はみられない。⁽⁷³⁾ それも、長い県議生活の延長線上を歩むように、地元利益の実現、とりわけ新潟への鉄道敷設問題に限定されていた。昭和八年に刊行された『立憲政友会功労者追遠録』が、加藤について「常ニ力ヲ地方開発ニ竭シ其功績尠カラズ」と評している通りである。⁽⁷⁴⁾ たとえば、大正二年二月二十七日、佐藤信吉、加藤勝弥等十名から「羽越鉄道建設ニ関スル建議案」が提出されたが、これは、政府に対して新潟県村上町から秋田県秋田市に達する鉄道の建設を速やかに全通させることを建議するもので、これが実現すれば、北海道から京阪地方まで東北線より百七十里短縮でき、冬季の悪天候や産業流通上も有益であると強調するものであった。羽越線については明治三十九年公布の鉄道施設法第二条において、その建設区間が定められており、以後、議会の開会こ

とに開設の請願が寄せられていた。それを受けて明治四十五年三月には新発田・村上間が着工されたが、その他の区間については計画が定められていなかったため、加藤等が建議に及んだものである。⁽⁷⁵⁾ 同案は委員に付託され、政府側と交渉することが可決された。加藤自身はこの建議に続いて、「上越鉄道建設ニ関スル建議案」と「信越河東鉄道建設ニ関スル建議案」も提出しているが、前者は本州中部を横断する線路で、軍事上経済上喫緊の課題であるとして政府に鉄道敷設計画を立てることを求めたものであり、後者は長野県屋代から新潟県小千谷に達する鉄道で、これも産業・観光発展上建設が急務として政府に建設を求めるものであった。いずれも羽越線と同じ委員に付託されている。⁽⁷⁶⁾

「裏日本」という言葉が使われるようになるのは明治後期頃からとされているが、すでに明治三十代前半には新潟県会でも、太平洋側に比して日本海側の交通機関の発達が著しく遅れているという認識が生まれていた。⁽⁷⁷⁾ こうした県会を経験してきた加藤としては、地元利益の実現と産業発展という持論も手伝って、羽越鉄道などの開通を国政の場で実現し、遅れてきた交通機関の整備を進めようと考えたのである。加藤はすでに明治二十九年七月十八日に西潟に対して羽越鉄道の株購入申し込みの件について書状を送り、九月二十一日にも鉄道の件で加藤は西潟方を訪れるなど、この路線について早い段階から関心をもっていた。⁽⁷⁸⁾

委員会での議論の結果、羽越鉄道については、路線経路を若干変更し、施工中の工事とあわせて建設が急要であることが追加されたが、上越鉄道は変更なく、信越河東線は若干の字句修正を加えられて、この委員会案が満場一致で可決、政府に提出された。⁽⁷⁹⁾

続く第三十一議会でも大正三年一月二十一日、佐藤信吉、加藤勝弥等十二名が羽越鉄道建設の建議案を提出して政府に速成建設を求め、加藤も議会の理解を得たいと発言、上越鉄道についても高津仲次郎、加藤勝弥等八名が政府に速成建設を求める建議を提出し、さらに加藤は翠川鉄三とともに信越河東線についても速成建設を求め

る建議を提出して、いずれも同じ委員会に付託された⁽⁸⁰⁾。高津仲次郎が委員長となった委員会では、上越鉄道については原案通り可決、羽越鉄道については秋田市から起工して連絡を前倒しすることが急要であると修正されたが、信越河東線については、議会停会中に会期が終了したため審査終了にいたらず、本会議では上越、羽越の委員会案が三月十九日に可決され、政府に提出されるにいたった⁽⁸¹⁾。

日露戦争後の鉄道政策は、当時の都市と農村の格差を是正し、農村の開発を進めようという問題意識の下に展開されるようになり、明治末年には鉄道に地方農村振興・地域開発の重要な役割を期待する動きが高まってきていた。こうした農村側の意向を受けて、鉄道の新設を通して地域開発・農村振興を目指し、その支持基盤を確立していったのが政友会である。明治四十三年、政友会は鉄道速成・改良に関する建議を提出したが、これは原敬の持論であった公債募集による財源確保によって全国の鉄道速成を目指すもので、原は翌年八月に成立した第二次西園寺内閣で内務大臣として入閣し鉄道院総裁を兼務すると、その鉄道増設方針を貫徹しようと努めていった。加藤が建議を繰り返していた大正二年の九月には、高橋是清蔵相が原内相に対して鉄道資金を外債によってまかなうことを提案して賛同を得ているが、⁽⁸²⁾「鉄道資金純益金已外ハ外債ニヨリテ完成スルコトハ余モ高橋モ同論ナリ⁽⁸³⁾」というのが原の立場であり、十二月一日の政友会調査総会では「帝国鉄道経営に関する向後の方針は帝国鉄道の純益に加ふるに公債募集金を以て併せて毎年少なくとも七千万円を支出し其建設改良を速成することを要す⁽⁸⁴⁾」との決議が採択されている。実際、十二月九日の閣議において、鉄道資金のため毎年三千万円の外債を募集するという高橋の提案について、原が「従来ノ経験ニ於テ其必要ヲ感スルコトヲ説⁽⁸⁵⁾」き、同案が承認された。予算委員会では高橋蔵相が「公債ト云フモノヲ廃スル訳ニハ参ラス、積極的ニ仕事ヲシテ國ノ殖産興業ヲ図リ國富ヲ増進シテ行カウト云フノニハ、鉄道ヲ止メルト云フコトハ出来ヌ⁽⁸⁶⁾」と力説し、結局、大正三年度の帝国鉄道特別会計には鉄道利益を財源とする鉄道建設・改良費四千二百七十九万円余が計上され、さらに三千円ないし四千

円の公債を募集する計画が盛り込まれることとなる。⁽⁸⁷⁾ 大正七年に成立した原内閣では、政友会年来の主張として交通機関の整備を積極的に推進することとなるが、それは産業基盤の整備と地方利益誘導による地方基盤の拡大をねらいとしたものだった。⁽⁸⁸⁾

大正三年二月五日、原は政友会選出の予算委員等を官邸に招いて「予算決定ノ協議」をなしているが、加藤は予算委員のひとりであった。⁽⁸⁹⁾ 前年十一月には政友会新潟支部総会において、「交通機関の完成を図り産業の発展を期す」ことも決議されており、加藤もその総会に参加していた。⁽⁹⁰⁾ 加藤の鉄道敷設への熱意は、地元利益の実現という宿願と同時に、こうした党の方針にも支えられていたのである。

もともと、こうした党勢拡張のための地方利益誘導政策については当時、批判も寄せられていた。たとえば大正三年五月には大隈重信首相・内相が地方長官会議において、政友会が地方事業の利益を自派の手に収めようとする傾向があるとして、その是正を訴えている。これに対し原は、翌月の政友会総裁就任の辞において、「固より党勢の拡張、党員の結束は党の利益に相違ないのであります。斯くせずんば如何して国家を料理する、如何して憲政の発展を図るか」と云ふことに思至るならば、我が党の為すことは当然の事である……国家の重きを担ふて国家に貢献せんと欲すれば、益々党勢を拡張せざるを得ず、益々党員の結束を鞏固にせざるを得ず、是れ国家に貢献する所以なりと思ひます⁽⁹¹⁾」と反論している。⁽⁹²⁾ 党勢拡張が国益・憲政発展につながるという主張は、加藤の党略へのこだわりも支えていたものと思われる。

なお、加藤は大正四年三月の第十二回総選挙に出馬せず、九月の県会議員改選で、県会議員に復帰した。所属は政友会である。加藤が衆院選の候補を辞退した理由は定かでなく、⁽⁹³⁾ 当時も諸説が飛び交っていたようである。西潟為蔵はその回想録の大正四年一月十八日条に、次のように記している。

佐藤友右衛門来リテ加藤勝弥候補ヲ辞シ高島順作立候補談アリシト云フ（本件ニ対シ怪説百出ス）次テ小甚組ヲ訪ヒ十

一時半支部へ到ル時ニ佐藤貴族院議員座席ニ在リ種々権限ヲ超越シタル加藤候補辞退ノ認可ヲ与ヘントス余ハ一撃シテ妄想談ナリト駁セリ彼レ是レヲ改メテ懇談会トス午後七時三十分ニ至リ漸ク加藤勝弥カ辞退ヲ許シ又高島順作ガ候補ヲ認可ス

貴族院議員の佐藤友右衛門が権限を超越して加藤の候補辞退を認可しようとしたところ、西潟はこれに反対し、懇談会を開いた結果、西潟もこれを認可したというわけである。「怪説百出」というから、関係者間でさえ加藤の辞退理由はよくわからなかったことがうかがえるが、これまでみてきたように、加藤の政治生活の節目ごとに西潟が登場するのは、両者の関係がいかに親密であったかを示すものであろう。なお、立憲同志会の機関紙となっていた『新潟新聞』⁽⁹⁴⁾は、県議選における岩船郡内での候補者選定にあたり、加藤は事前に後進の村山良之に候補者の席を譲ると発言していたにも拘わらず、加藤を強引に推す声が出た結果、候補を引き受けたとして、「内訌爆発」と報じている。⁽⁹⁵⁾これも反対派の報道であるためどこまで事実かは定かでないが、衆院選辞退と県議選立候補が加藤の周囲に少なからぬ混乱を招いていたことはたしかであろう。

さて、十一月三十日に開会した通常県会では、議事進行中にたまたま傍聴人席で秩序を乱すものがあり、警察官によって制止されるという事件が起こったが、加藤は、「警察官ノ処分ヲ求ムルト云フコトハ議會ノ体面ニ関スルコトデアリマスカラ宜シク議長ニ於テ御注意ノ上斯カル僅カノ場合ニハ警察官吏ノ処分ヲ求メヌデ議長ノ職権ヲ以テ制止スルコトニシテ願ヒタイ」と要望した。かつて第一回県会において、議会における長官次官への「平身低頭」を戒めた、議場の神聖さに対する加藤のこだわりがあらわれていよう。⁽⁹⁶⁾

大正六年十一月二十日、加藤は県参事会員に当選した。ただ、もともと選挙は十七日に予定されていたところ、憲政会が党内調整に手間取って欠席し、流会となったために二十日に実施されることとなったため、政友会側は「憲政会ノ諸君ガ御職務ニ怠慢ヲシタ」として、議長に対し、憲政会に警告を加えるよう求めた。議長が拒否し

たため政友会側は紛糾し、加藤も「職務怠慢ノ責ガアルト云フコトタケイツテ置ク、一言僕ハ警告シテ置ク、サウ云フ牽強附会ノ弁ヲ弄シテ職責ヲ遁レヤウトシテモ苟クモ県政ノ重大ナルコトヲ思フモノハサウ云フ弁解ニ瞞着セラレルコトハナイノデアリマス」と攻撃している。両党の対立は激しく、この後憲政会側は建議案を提出して、県当局は予算執行にあたり県会での説明と相違する場合がある、と難じたところ、加藤は県側にその事実があるか質し、記憶がないとの答弁を得ると、激しい憲政会批判を展開した。すなわち、建議書の趣旨は兎戯に類するものであり、自らに自信のないことを天下に表明するものにほかならず、憲政会は多数を恃んで暴威をふるっているとか藤は述べ、「ドウゾソナ建議ハ鼻紙ニシテ戴キタイ」と難じた。結局建議案は可決されるが、加藤は政友会の長老として、その立場を強く意識していたことがわかる。⁽⁹⁷⁾

加藤にとって最後の政治家生活となったこの第四期県議時代は、大正八年九月をもって終わった。⁽⁹⁸⁾

五 おわりに

加藤が没して十三年後に刊行された『岩船郡憲政小史』は、加藤について次のように記している。⁽⁹⁹⁾

一党の総裁総務となり政權変りなば台閣に列し、或は高位高官につき国民一般上下の信頼を集めてゐた身も、たゞ東の槿花一朝の夢たゞ徒らに尸位素餐の謗を受けてたちまちに九天直下没落するもあれば一方鳴かず飛ばず飽く迄一個の平民として地方政界の先達となり郷党一般の尊敬篤く歿後二十年今や愈々其の光を増して頌徳碑迄も建設せられんとする政界人もある。……前述の後者即ち我が加藤勝弥となす。而して更に目をその新潟前館創設人材養成の努力及英俊輩出の跡を尋ぬるならば、げに「北越の大隈」の名に背かざる不滅の栄光を放つものとして推称せざらんとしても得ずの概あるを如何にせん。

地元の小冊子での評価であり、割り引いて受け止める必要があるが、加藤自身が地位や名誉に固執せず、政界を生き、人材を育て、地元から敬意を払われたことは、事実であろう。代議士当選以降、帝国議會、県議會、郡議會を往復した加藤には、一貫して、産業の育成や自治の促進といった姿勢を見て取ることができるが、それは加藤が政治的地位よりもその理想の実現を優先させたことを示している。実際、生前の加藤は、自らの職業を「農」と称していたとい¹⁰⁰う。金原左門氏は、加藤と似た経歴をたどり、かつ盟友であった西潟為蔵について、「民衆の日常的・市民的利益を増進することに重点をおきながら、さらにそれを国民的利益の課題と有機的に結び付けていく地味で着実なしかも忍耐力のある犠牲的な行動」を見出し、これが民権精神の地域化に資することになったと指摘し、彼のごとく中央・権力志向にとられない人物は珍しいと述べ、西潟が農民の生活レベルから遊離することなく民権家として出発し、政党人として転身してなお、土着の政党人として歩んだことに注目している。金原氏は加藤と西潟はほぼ共通したあゆみを続けてきたと指摘しているが、この点、筆者も同感するところである。¹⁰¹

民権家時代の加藤は、母の支援や同志の協力、そして権利・自由の実現や民心向上への熱意、キリスト教信仰によって支えられながら、言論や議會の発展、民心の向上に腐心した。¹⁰²代議士当選以降の政治的後半生においても、母や同志の支えは不可欠であったし、往年の反権力的民権家を想起させる言動も垣間見え、人権や自由、自治や地域社会の発展に対する意欲もみえた。と同時に、初期議會における思想と行動には国権論的色彩が強く、政界復帰後の政治活動には、地域社会発展への意欲とともに、党利党略も否定しない政党人としての暗い影も差し込んでいる。加藤を支えていたのは、周囲との人的つながりや信仰のみならず、国防体制への危機感や、党の利益が結果的には民衆利益や国益につながるという信念、そして組織人としての行動論理であった。彼は国のため、キリストのため、地域のため、民衆のため、そして党のために生きた。その複合的な位相が、この人物を際

立たせ、同時に、暗い闇に落とし込んでいた。

最晩年の加藤を待っていたのは、はじめての落選であった。大正九年五月、加藤は衆院選に出馬して落選した。実務を一任されていた選挙事務局長が戦局を樂觀視しすぎたためだともいわれているが、もともと岩船郡を地盤としていた加藤はこの選挙で刈羽郡から立候補しており、『東京朝日新聞』の特派員によると、宮川文平が辞退したため政友会は加藤を「輸入」して立候補させたものの、「刈羽郡は数十年来憲政派の強固なる地盤」で、当選は「不可能」とみられていた。⁽¹⁰⁴⁾その上、憲政会系の『新潟新聞』⁽¹⁰⁵⁾によれば、憲政派の青年会が牧口義矩候補を「水火を厭わず活動したる効果は其効果を奏し……党勢拡張を為し以て予期の目的を達すること」となり、加藤は落選を余儀なくされたわけである。翌大正十一年四月九日、加藤は岩船郡猿沢村での国鉄開通式の祝辞演説中に脳溢血で倒れ、以後療養を続けて一時回復を見せたが、秋頃から再び病床につき、十一月五日、死去した。⁽¹⁰⁷⁾近親者が静かに歌う賛美歌の声に微笑をもつて応え、昇天したという。⁽¹⁰⁸⁾生前、加藤は朝起きて冷水摩擦を済ませ、聖書を読み、祈禱し、就寝前にも祈禱をささげていた。享年六十八であった。⁽¹⁰⁹⁾「地元」での「鉄道」開通式で倒れ、「賛美歌」に包まれて逝った経緯は、このクリスチャン政治家にとって、まことに象徴的な最期であった。

(1) 日本現今人名辞典発行所『日本現今人名辞典』（日本現今人名辞典発行所、明治三十三年）、三二—三三頁、警醒社編『信仰三十年基督者列伝』（警醒社書店、大正十年）、七九頁。

(2) 拙稿「自由民権家としての加藤勝弥」（『法学研究』第八十二巻第二号、平成二十一年二月）。

(3) 本井康博『近代新潟におけるキリスト教教育』（思文閣出版、平成十九年）、二四五、二八〇頁。

(4) 本井康博「解説・加藤勝弥の肖像」（本井康博編『回想の加藤勝弥』キリスト新聞社、昭和五十六年、所収）、一六七—一八五頁。

(5) 加藤勝弥の曾孫・加藤辰蔵氏の談によると、勝弥関係の資料は遺族の元には残されていないとのことである。

- (6) 前掲「自由民権家としての加藤勝弥」、一六三—一六四頁。
- (7) 守玄生「北越民権史(百十一)」(『新潟毎日新聞』大正八年七月二十三日付)。
- (8) 黒埼町町史編さん自由民権部会編『黒埼町史 別巻 自由民権編』(黒埼町、平成十二年)、四八七頁。
- (9) 前掲『黒埼町史 別巻 自由民権編』、五〇一頁。なお、請願書の起草を諸橋に託すことになったのは、自由党の機関紙『東北日報』の事実上の編集権を諸橋が執っていたためだという(守玄生「北越民権史(百十二)」『新潟毎日新聞』大正八年七月二十四日付)。
- (10) 永木千代治『新潟県政党史』(新潟県政党史刊行会、昭和三十七年)、二五三—二五七頁。もっともこの請願は、衆議院請願委員会において「議院ノ会議ニ付スルヲ要セスト議決」されている(衆議院事務局『第一回通常会 衆議院記事摘要 全』)。
- (11) 『新潟新聞』明治二十三年十一月五日付も、新潟県選出の立憲自由党代議士は脱党して山際の側に加わる可能性があるかと伝えている。
- (12) 川西英通「初期議会と民党運動」(前掲『黒埼町史 別巻 自由民権編』、所収)、六一七—六二二頁、阿部恒久『近代日本地方政党史論——「裏日本」化の中の新潟県政党運動』(芙蓉書房出版、平成八年)、八九頁、前掲『黒埼町史 別巻 自由民権編』、四九〇、五二三—五二四頁、黒埼町町史編さん近代部会編『黒埼町史』資料編3(黒埼町、平成六年)、三六六頁。
- (13) 前掲「初期議会と民党運動」、六二五頁、前掲『近代日本地方政党史論——「裏日本」化の中の新潟県政党運動』、八九頁。
- (14) 新潟県議会史編さん委員会編『新潟県議会史』明治編一(新潟県議会、平成十三年)、二九四—二九七頁。
- (15) 前掲『近代日本地方政党史論』、九七—九九頁、『新潟新聞』明治二十五年二月二十日付。
- (16) 金原左門「明治国家体制と自由党系政社の動向——越佐同盟会を中心に——」(稲田正次編『明治国家形成過程の研究』御茶の水書房、昭和四十一年、所収)、二〇一—二〇二頁。
- (17) 前掲『近代日本地方政党史論』、八九—九二頁。
- (18) 前掲「初期議会と民党運動」、六二五頁。

- (19) 前掲『黒埼町史 別巻 自由民権編』、四八三―四八五頁。
- (20) 『帝国議会衆議院議事速記録』第一卷（東京大学出版会、昭和五十四年）、四〇二頁。
- (21) 前掲『帝国議会衆議院議事速記録』第一卷、四〇二―四〇三頁。
- (22) 前掲『帝国議会衆議院議事速記録』第一卷、四三二―四三三頁。
- (23) 『帝国議会衆議院委員会議録』第一卷（東京大学出版会、昭和六十年）、三五―五一頁。
- (24) 衆議院編『議會制度百年史』帝国議会議史・上巻（衆議院・参議院、平成二年）、一四頁。
- (25) 前掲『帝国議会衆議院議事速記録』第一卷、四三二頁。
- (26) 『帝国議会衆議院議事速記録』第二卷（東京大学出版会、昭和五十四年）、七三七―七三九頁。加藤の予算修正動議は、東京湾砲台建築費として原案が三万六千円余りを計上しているところを約二十三万七千円に増額し、下関砲台建築費、紀淡海峡砲台建築費を減額するなどとしたものである（『時事新報』明治二十四年二月十四日付）。
- (27) 前掲『帝国議会衆議院議事速記録』第二卷、七三九―七四四頁。
- (28) 加藤自身はその後東京湾防衛問題に関心を持ち続け、第四議会の明治二十六年一月十日には、第三海堡の建設が政府の予定通り進んでいるか、今後予定通り建設ができるかどうか、経過を質問している（『帝国議会衆議院議事速記録』第六卷、東京大学出版会、昭和五十四年、五七三頁）。
- (29) 加藤勝弥「国防ニ関スル意見」（杉田定一関係文書）大阪経済大学図書館所蔵。
- (30) 『帝国議会衆議院議事速記録』第三卷・第四卷（東京大学出版会、昭和五十四年）。
- (31) 前掲『帝国議会衆議院議事速記録』第四卷、二四二頁。
- (32) 廣田三郎編『実業人傑伝』第五卷（実業人傑伝編纂所、明治三十一年）、三ノ三五―三六頁。
- (33) 『東京朝日新聞』明治二十五年十二月六日付。
- (34) 自由党『党報』第十七号（明治二十五年七月二十五日）、二五頁。
- (35) 自由党『党報』第二十八号（明治二十六年一月十五日）、一五頁。
- (36) 本井康博編『回想の加藤勝弥』（キリスト新聞社、昭和五十六年）、一〇八頁。勝弥の弟・林吉は函館、横浜で清酒販売や絹織物の国際取引などを営んだ後、外国貿易に進出したという。海外での事業は失敗したが、国内では工場

建設など順調に発展したといわれている(同前、二九、九四頁)。

- (37) 『郵便報知新聞』明治二十五年六月一日付。
- (38) 前掲『党報』第二十八号、一六頁。
- (39) 自由党『党報』第二十九号(明治二十六年一月二十八日)、一七—二〇頁。
- (40) 前掲『実業人傑伝』第五卷、三〇—三六頁。
- (41) 『帝国議会議院議事速記録』第五卷(東京大学出版会、昭和五十四年)、三二九頁。
- (42) 内閣官報局『法令全書』第十九冊・明治十七年、三八頁。
- (43) 内閣官報局『法令全書』第二十三冊・明治十九年上、三四—三三三頁。
- (44) 前掲『帝国議会議院議事速記録』第五卷、三三〇—三三三頁。
- (45) 前掲『帝国議会議院議事速記録』第六卷、五二—五三頁。
- (46) 前掲『回想の加藤勝弥』、一三—二二頁。
- (47) 前掲『実業人傑伝』第五卷、三〇—三六頁。
- (48) 本間恂一・溝口敏磨編『雪月花—西潟為蔵回顧録』(野島出版、昭和四十九年)、二〇—二二頁。
- (49) 前掲『雪月花—西潟為蔵回顧録』、二二—二四頁。
- (50) 前掲『実業人傑伝』第五卷、三〇—三六頁。
- (51) 前掲『雪月花—西潟為蔵回顧録』、二六—二九頁。
- (52) 「杉田定一関係文書」(大阪経済大学図書館所蔵)。
- (53) 前掲「自由民権家としての加藤勝弥」、一五—二二頁。
- (54) 新潟県議会史編さん委員会編『新潟県議会史』明治編二(新潟県議会、平成十四年)、四〇—四四頁、『新潟新聞』明治三十二年九月二十七日付。
- (55) 前掲『回想の加藤勝弥』、五一頁。
- (56) 前掲『雪月花—西潟為蔵回顧録』、三三—三三三頁。
- (57) 『新潟新聞』明治三十二年九月二十九日付。

- (58) 本間恂一「新潟新聞小論」(『日本歴史』第三百一号、昭和四十八年六月)、四二頁。
- (59) 前掲『新潟県政党史』、三三三―三五八頁。明治四十四年十一月には、立憲政友会新潟支部幹事に当選している(『東京朝日新聞』明治四十四年十一月二十一日付)。
- (60) 柏田について詳しくは、拙稿「自由党幹事柏田盛文小伝」(『近代日本研究』第二十一巻、平成十七年三月)、参照。
- (61) 「明治三十四年度新潟県通常県会議事速記録」(新潟県議会蔵)、六九五―七七七頁、前掲『新潟県議会史』明治編二、四八四―五一三頁。反憲政党、反政友会系の『新潟新聞』明治三十三年十一月二十八日付は、県会での加藤について、「加藤アーメン先生が、反対演説を試みんとして今しも讚美歌の音調を以て、発言を求め……中学を卒業するも効能なきが故に増設の必要なし寧ろ実業学校を設けよといふに在るものの如し。其没条理なるに驚かざらんや」と批判し、議場で「あらゆる熱罵、冷嘲、揶揄、翻弄はアーメン論に向って雨下し、彼をして全く完膚なきに至らしめた」と報じている。同紙は加藤を繰り返し「アーメン先生」と呼んでいるが、その批判の是非はともかく、彼がいかに強くクリスチャンとして認知されていたかが理解されよう。
- (62) 「明治三十五年度新潟県通常県会議事速記録」(新潟県議会蔵)、三四七―三五八頁、前掲『新潟県議会史』明治編二、五二九―五四二頁。
- (63) 『新潟新聞』明治三十四年十一月二十六日付によれば、この総会決議の背景には、次回の総選挙に向けて自らの地盤を固めるため、新潟支部をもつて当局の失政を攻撃させようとした丸山嵯峨の働きかけがあったという。
- (64) 前掲『近代日本地方政党史論』、二二七―二二九頁。
- (65) 「明治三十六年第一回新潟県臨時県会議事速記録」(新潟県議会蔵)、一〇五一―一〇七四頁、前掲『新潟県議会史』明治編二、六七〇―六九四頁。
- (66) 「明治四十一年度新潟県通常県会議事速記録」(新潟県議会蔵)、六七四―六八三頁、前掲『新潟県議会史』明治編二、九五四―九八〇頁。
- (67) 前掲『新潟県議会史』明治編二、一〇二九―一〇四四頁。
- (68) 前掲『新潟県議会史』明治編二、一二二〇―一二二四頁。

- (69) 前掲『新潟県政党史』、四〇五—四〇六頁、『新潟新聞』明治四十五年五月十八日付。
- (70) 『東京朝日新聞』大正元年五月十四日付。
- (71) 『雪月花 明治四十一年戊申ヨリ同四十五年壬子七月迄』(新潟市所蔵)。
- (72) 『雪月花 明治四十一年戊申ヨリ同四十五年壬子七月迄』(新潟市所蔵)。
- (73) 帝国議会議院事務局編『帝国議会議院議事録索引』第三卷(文化図書、平成六年)。
- (74) 青野権右衛門『立憲政友会功労者追遠録』(安久社、昭和八年)、一六四頁。
- (75) 日本国有鉄道『日本国有鉄道百年史』第六卷(日本国有鉄道、昭和四十七年)、六七—六八頁。
- (76) 『帝国議会議院議事速記録』第二十七卷(東京大学出版会、昭和五十六年)、五三一—五五頁。
- (77) 新潟県編『新潟県史』通史編7・近代二(新潟県、昭和六十三年)、一九三頁。
- (78) 前掲『雪月花—新潟為蔵回顧録』、二二六、二二八頁。新潟はその後も加藤の羽越鉄道事業を支援し続け(同前、三九七頁)、やがて二人は『新潟日報』の経営をとるようになる(同前、四六八—五一六頁)。加藤は明治四十三年に創刊される『新潟毎日新聞』の経営にも参画した(『新潟日報源流百三十年 時代拓いて 越佐新聞略史』新潟日報社、平成十九年、一九八—一九九頁)。加藤と実業・開発事業とのかかわりについては、前掲『回想の加藤勝弥』、二〇、一三四—一三七頁、前掲『近代新潟におけるプロテスタント』、三五二頁、前掲『新潟県史』通史編7・近代二、八〇〇頁等、参照。
- (79) 前掲『帝国議会議院議事速記録』第二十七卷、三三三頁、『第三十回帝国議会上奏案建議案動議及質問』。
- (80) 『帝国議会議院議事速記録』第二十八卷(東京大学出版会、昭和五十六年)、七七—七九頁。
- (81) 『帝国議会議院議事速記録』第二十九卷(東京大学出版会、昭和五十六年)、六〇四頁、『第三十一回帝国議会上奏案建議案動議及質問』。なお、この建議が提出された翌大正四年六月、鉄道施設法が改正されて羽越線全線が第一期工事線に編入され、全線の営業が開始されるのは加藤没後の大正十三年七月である(前掲『日本国有鉄道百年史』第六卷、六八—七〇頁)。
- (82) 岩壁義光・広瀬順昭編『影印 原敬日記』第九卷(北泉社、平成十年)、三三八頁、大正二年九月二十二日条。
- (83) 前掲『影印 原敬日記』第九卷、四二二頁、大正二年十一月八日条。

- (84) 『政友』百六十二号（大正二年十二月二十日）、四一頁。
- (85) 前掲『影印 原敬日記』第九卷、四六八頁、大正二年十二月十日条。
- (86) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.A01000012800、第三十一回帝国議会委員会議録・衆議院 予算（国立公文書館）。
- (87) 『政友』百六十六号（大正三年四月十六日）、一一六頁。
- (88) 日本国有鉄道『日本国有鉄道百年史』第五卷（日本国有鉄道、昭和四十七年）、二七―三五頁、伊藤之雄『大正デモクラシーと政党政治』（山川出版社、昭和六十二年）、三三―四四頁、高橋秀直『総力戦政策と寺内内閣』（歴史学研究）五百五十二号、昭和六十一年三月、五頁。
- (89) 前掲『影印 原敬日記』第九卷、四六八頁、大正三年月十日条。
- (90) 前掲『政友』百六十二号、四四頁、『新潟新聞』（大正二年十一月二十七日付）。
- (91) 『政友』第百六十九号（大正三年六月二十五日）、二―三頁。
- (92) 玉井清『原敬と立憲政友会』（慶應義塾大学出版会、平成十一年）、二二―二四頁。
- (93) 「雪月花 大正元壬子七月ヨリ同五丙辰十二月マテ」（新潟市所蔵）。
- (94) 前掲『新潟日報源流』百三十年 時代拓いて 越佐新聞略史、二二三頁。
- (95) 『新潟新聞』大正四年九月十八日付。
- (96) 「大正五年度新潟県通常県会議事速記録」（新潟県議会蔵）、五六八―五六九頁、新潟県議会史編纂委員会編『新潟県議会史』大正編（新潟県議会、昭和三十二年）、一三三―一三五頁、前掲『新潟県政党史』、四一九―四二〇頁、前掲「自由民権家としての加藤勝弥」、一五四頁。
- (97) 「大正七年度新潟県通常県会議事速記録」（新潟県議会蔵）、三十九―七十九頁、前掲『新潟県議会史』大正編、二八―三〇六頁。
- (98) 前掲『新潟県議会史』大正編、三五―三五五頁。
- (99) 前掲『岩船郡憲政小史』、五三頁。
- (100) 前掲『回想の加藤勝弥』、一三一、一六九頁。

- (101) 金原左門「草の根」民主主義—西潟為蔵と新潟自由民権運動」(見田宗介編『明治の群像 5 自由と民権』三一書房、昭和四十三年、所収、一五二—一五九頁。
- (102) 前掲「自由民権家としての加藤勝弥」、一六六頁。
- (103) 前掲『回想の加藤勝弥』、一一二—一二三、二〇〇頁。
- (104) 『東京朝日新聞』大正九年五月九日付。
- (105) 前掲『新潟日報源流百三十年 時代拓いて 越佐新聞略史』、一三四—一三五頁。
- (106) 『新潟新聞』大正九年五月十四日付。
- (107) 前掲『回想の加藤勝弥』、二三—二四、二〇〇頁。
- (108) 前掲『回想の加藤勝弥』、五六頁。
- (109) 前掲『回想の加藤勝弥』、二三、一五五頁。

追記

本稿執筆のための資料収集・調査にあたり、加藤辰蔵氏(加藤勝弥曾孫)、本井康博氏(同志社大学)、清水唯一郎氏(慶應義塾大学)、本間次郎氏、早稲田大学現代政治経済研究所、大阪経済大学図書館、新潟県議会図書館、新潟市文化観光・スポーツ部歴史文化課歴史資料整備室のお世話になった。ここに厚く御礼申し上げる次第である。